

SmartDataPlatformサービス利用規約別冊(クラウド/サーバー)	SmartDataPlatformサービス利用規約別冊(クラウド/サーバー)										
第1章～第5章(略)	第1章～第5章(略)										
別紙1～別紙2 (略)	別紙1～別紙2 (略)										
別紙3 物理サーバー	別紙3 物理サーバー										
1 メニュー一覧	1 メニュー一覧										
<table><tr><td>メニュー</td><td>内容</td></tr><tr><td>(1) ペアメタルサーバー</td><td>(略)</td></tr></table>	メニュー	内容	(1) ペアメタルサーバー	(略)	<table><tr><td>メニュー</td><td>内容</td></tr><tr><td>(1) ペアメタルサーバー</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) GPUaaS</td><td>複数のお客さまのGPUカードが当社提供の同一設備に収容される共用型のGPUサーバーを提供するもの</td></tr></table>	メニュー	内容	(1) ペアメタルサーバー	(略)	(2) GPUaaS	複数のお客さまのGPUカードが当社提供の同一設備に収容される共用型のGPUサーバーを提供するもの
メニュー	内容										
(1) ペアメタルサーバー	(略)										
メニュー	内容										
(1) ペアメタルサーバー	(略)										
(2) GPUaaS	複数のお客さまのGPUカードが当社提供の同一設備に収容される共用型のGPUサーバーを提供するもの										
(1) (略)	(1) (略) (2) GPUaaS A 提供条件等 (A) GPUaaS a 本メニューは、エンタープライズ向けのAIプラットフォームであり、GPUリソースに加えて、AI開発環境およびGPUコントローラーとしてClearMLを提供します。 b ClearMLの利用については、本規約の定めに加え、ClearML Inc. (以下「ClearML社」といいます。)のEnd User License Agreement(以下、「EULA」といいます。)が適用されます。EULAは、当社指定する方法により提示するものとし、EULAが変更された場合、変更後の条件が適用されるものとし、変更後のEULAについても当社が指定する方法により、契約者に提示するものとし、なお、本規約とEULA条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとし、 c 当社は、当社が指定した方法により契約者が本メニューを申し込んだ場合に本メニューを提供します。また、契約者は、提供開始後の変更や廃止申込みについても当社が指定した方法により本メニューを申込みのものとします。 d 契約者が、当社が提供する本メニューにおけるライセンスの管理について、全ての責任を負うものとし、当社は本メニューにおけるライセンス及び本メニューの利用により生じるすべての損害、または本メニューの故障に伴うアプリケーションへの損害について、当社およびClearML社は賠償責任を負わないものとし、 e 当社は、本メニューのサポート品質確保、障害対応その他本メニューの提供・運用上必要な範囲に限り、契約者のClearML tenantの設定情報、利用状況、ログその他当社が別途定める情報を閲覧することがあります。契約者は、当社が当該目的のために必要な範囲で当該情報を閲覧することに同意するものとし、当社は、当該閲覧により取得した情報を、本メニューの提供、運用、保守、サポートおよび障害対応の目的以外に利用せず、法令または本規約に基づく場合を除き、第三者に開示しません。 f ClearML社が本メニューに係る料金(ClearML社が当社に対して請求するものをいいます。)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、本メニューに係る利用料金を値上げすることができるものとし、その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとし、 g ClearML社が本メニューに係る製品ライセンス及びソフトウェアの販売を終了する場合または当社とClearML社間の契約が終了する場合その他の事由により、当社は本メニューの提供を終了できるものとし、その提供終了にあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとし、 h 本メニューの販売および提供地域に係るライセンス及びソフトウェアの利用は、日本国内に限定されるものとし、 B 料金算定方法 (A) 本メニューの料金算定方法は、申込時に当社が別途定めた料金となります。 (B) 本メニューの課金期間は、次のとおりとします。 a 課金開始日: 当社から契約者に開通案内を送付した翌営業日とします。 b 課金終了日: 契約者が解約申込書を当社に送付した翌営業日とします。 (C) 本メニューは、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。 a 料金月の初日以外の日に 本メニューの提供の開始があったとき。 b 料金月の初日以外の日に 本メニュー契約の解除があったとき。 c 料金月の初日以外の日に 本メニューの区別等の変更により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。 (D) 本メニューは、日本標準時を用いて利用料金を計算します。										
別紙4～別紙11 (略)	別紙4～別紙11 (略)										